

第1回新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備事業評価委員会 議事要旨（案）

1. 日時 平成22年3月31日（水）10：30～

2. 出席者

（委員）板村委員、伊藤委員、神谷委員、堤委員、中山委員、山口委員、
山西委員

（厚労省）高井医薬食品局長、岸田大臣官房審議官、熊本医薬食品局総務課長、
亀井医薬食品局血液対策課長、中島医薬食品局血液対策課長補佐

3. 議事概要

概要は以下のとおり。

- （1）委員の互選により、神谷委員が座長に選出された。また、開催要綱に基づき、神谷座長より、山西委員が座長代理に指名された。
- （2）事務局より、新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備事業評価委員会の目的、運営規程、参加規程等を説明後、利益相反の確認に関すること等の質疑応答がなされた。
- （3）事務局より、新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備事業について、事務局より以下の内容を説明した後、質疑応答がなされた。
 - ・新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金の目標が、全国民分の新型インフルエンザワクチンを約半年で生産可能な体制を5年を目途に構築することであること。
 - ・新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備事業については、複数回公募するものであること。
 - ・事前評価について、外部専門家により構成される評価委員会における専門的・学術的観点及び事業継続的観点からの意見を踏まえ、厚生労働大臣が行政的観点も含めた総合的な評価を行い、補助対象とする事業を採択するものであること。
 - ・実験プラント整備事業及び増殖性試験実施事業、鶏卵培養法生産能力強化事業並びに「第3世代ワクチン」開発等推進事業それぞれの評価のポイント。
 - ・各事業における申請状況と各社の申請概要。
 - ・新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備事業は、新型インフルエンザの生産体制を支援するものであるが、その後の維持管理の問題もあるため、その生産体制を使用して季節性インフルエンザワクチンを製造してもよいこと。